

お世話になります。
消費者ネットからの問合せの件、検討させて
いただきました。

①延滞金(1000円/日)の条項について
過去の裁判例で、同様の延滞金について判断
した事例はありませんでした。
消費者契約法10条は、消費者を一方向的に害
するような条項を無効とするものですが、当
職らの個人的な見解としては、1000円/日
の延滞金の定め自体は、必ずしも無効とは言
えないと考えます。

ただ、延滞金の上限として、最大でも原付の
新車購入価格程度まで(例えば30万円など)
という形で設定しておかれた方が、今後同じ
ような指摘を受ける可能性は低くなるので、
その点は修正してもよいかもしれません。

②契約更新料の入金がない場合の延滞金の扱
い

先方はこの場合の延滞金を違約金(遅延損害
金)のように解釈していますが、これも、解
釈の余地はあると思います。

こちらとしては、おそらく、更新料の支払が
ない以上、単なる延滞として、延滞金を請求
されたいということでしょうから、遅延損害
金ではないと指摘してもよいかもしれませ
ん。

③損害賠償の免除について

誓約書を拝見する限り、先方の指摘はさもあ
りなんですから、この点のみは、無効と判断
される可能性が高いです。

以上が前提となりますが、そもそも、消費者
契約法違反というのは、訴訟等で争って初め
て決せられるものであり、消費者団体の指摘
等はあくまで一意見に過ぎませんから、応じ
る法的義務はありません。

ただ、公表されることと、無効とされる可能
性が高いということは、契約書に入れておい
てもあまり意味がないということになります
ので、そういう意味で、適宜修正することは
あり得るかなと思います。

以上

顧問弁護士
からの
回答です。